



一人でも入れる組合

ユニオン神奈川

No. 118

2020年1月14日

発行：日本労働組合総連合会神奈川県連合会
連合ユニオン神奈川事務局

〒231-0023

横浜市中区山下町24-1ワークピア4F

TEL:045-211-1133 FAX:045-201-8866

(相談ダイヤル) 0120-154-052

新年のごあいさつ

連合ユニオン神奈川 執行委員長 柏木教一



連合ユニオン神奈川の
仲間の皆様、あけまして
おめでとうございます。
旧年中は、連合ユニオ
ン運動へのご協力に厚く
御礼申し上げます。



さて、昨年は異常気象が私たちのすぐ周辺の課題であることを見せつけてくれましたし、COP25でもこの異常さはもはや異常でなく今後も拡大するというようなことが示されました。
また、ブレグジットも英国保守党が勝利しました。多くの方はその予想はなかったことだと思います。国内でも「桜を見る会」

の問題で多くの国民は「あんなもんだらう」と為政者と国民のさめた関係が垣間見られたように感じています。

世界の歯車があらゆるところで動き始めていくように思われます。時代の推移の中で問題点が顕著になる時期があるのでしょうか。「大化の改新」の詔に「まず己を正して後に人を正すべし、もし自ら正さずんば、何ぞよき人を正さん」とあります。

私たち働く者の集まりは、一人一人の力は小さいわけですが、それを足し合わせて大きな力に変えていくことができます。連合ユニオン神奈川がその集まりの結節点となり、今、目の前にある課題解

決にむけ協力して取り組んでいくことが「まず己を正すこと」なのだと思えます。それを共感に変え、不条理に立ち向かう、この繰り返しが必要だと考えます。

皆様方のますますのご協力をお願いいたします。本年が皆様にとって良い年となりますことをご祈念申し上げます。挨拶といたします。



ユニオン第3回学習会・交流会開催！ 徴用工問題から日本を見る

連合ユニオン神奈川第3回学習会・交流会を2019年12月20日、連合神奈川会議室で開催した。紙屋顧問を講師に今回は「徴用工問題の背景」日本と韓国」をテーマに講演が行われた。参加者は32名。

テレビや新聞で毎日のように報道されている日韓問題に関係する内容でもあり、参加者はいつもに増して熱心に耳を傾けた。

紙屋講師からは、この徴用工問題を単なる日韓請求権協定における補償問題の解釈をめぐる問題ではなく、日本と朝鮮半島をめぐる古代からの歴史の関わりと日清、日露、太平洋戦争を通して争わ

れた朝鮮半島の支配権をめぐる対立に端を発しているということ、歴史的な事実に基づいて大變なわかりやすい解説がなされた。予定していた1時間の講演は瞬く間に終了し、2019年度の最後の学習会として大変充実した学習会となった。

学習会終了後、中華街に場所を移し、交流会を



学習会の様子

行った。参加組合員とユニオンメンバー全員から、自己紹介と来年の抱負を披露していただき交流を深めた。



トーカー裁判 傍聴支援行動

2019年11月25日、トーカー株式会社「労働契約法20条違反」の第12回目の裁判が東京地裁で行われた。

連合ユニオン神奈川はサポーターを含め17名の

傍聴による支援体制を組織み臨んだ。

この闘争は、20年以上も有期労働契約の更新を重ね、正社員と同じ責任を担い働いてきたにもかかわらず、賃金や労働条件についての格差を問題にした裁判。2018年2月19日に東京地裁に提訴、同年3月29日に第1回目の裁判が行われてから1年8ヶ月にも及ぶ裁判闘争である。

当日の裁判の中でも組合側の主張に対して、会社側は仕事の内容で正社員は業務改善を行っており、同じ仕事ではないことを主張する一方で、格差を表す正社員の賃金については明確な答弁を避けるというやり方をしてきた。連合ユニオン神奈川は、今後の「同一労働同一賃金」の考え方に大きく影響する問題として、この裁判闘争で全面的な勝利を勝ち取るため、全

力を挙げての支援をしていく所存である。今後とも、ユニオン組合員の皆様のご支援をお願いする。

連合ユニオン神奈川 第21回定期大会開催のお知らせ

日時 2020年2月22日(土) 14時開会
場所 ワークピア横浜2F
内容 定期大会・学習会・懇親会